秘密保持契約書（ライセンス契約）

●●●●（以下「甲」）と、■■■■（以下「乙」）は、甲乙間で締結された平成　　年　　月　　日付ライセンス契約（以下「原契約」）に定める業務（以下「本件業務」）に関して、次の通り秘密保持契約（以下「本契約」）を締結した。

第１条【使用目的】

乙は、甲から開示を受けた原契約に関する一切の情報（以下、「秘密情報」）を、本件業務の目的にのみ使用できるものとする。

第２条【開示の禁止】

乙は秘密情報を厳格に管理し、これを第三者に開示してはならない。

２　前項にかかわらず、既に公開となっている情報及び甲の許可を得た情報、独自に開発または取得した情報についてはこの限りではない。

第３条【誓約書】

乙は、その役職員に対し、秘密情報を管理するのに必要な社内規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他の措置を講じなければならない。

第４条【下請の禁止】

乙は、甲の書面による事前の同意なく、本件業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。

２　乙が、甲の書面による事前の同意を得て、本件業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を負わせるものとする。

第５条【期間満了時の取扱い】

本契約は、原契約に定めるところにより終了するものとする。

２　契約終了後、乙は甲に対し、秘密情報に関係する書面、フロッピーディスク、設計図、電磁的記録その他秘密情報の全部又は一部が表示されたものを全て引き渡さなければならない。

３　本契約終了後も、乙は引き続き５年間、本契約により知り得た秘密情報を終了前と同様に管理しなければならない。

第６条【権利放棄】

甲が乙の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを甲乙双方は確認する。

２　特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、甲が書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第７条【合意管轄】

本契約につき甲及び乙に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとする。

２　本契約につき裁判上の争いとなったときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意する。

第８条【準拠法】

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

平成　　年　月　日

甲　住所

氏名　●●●●　　印

乙　住所

氏名　■■■■　　印